正　誤

令和四年十月十一日公布国土交通省令第七十四号（船員法施行規則の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

三ページ下段表中改正後欄五行目から一九行目及び改正前欄八行目から一二行目までを削除する。

ページ	段	行	誤	正
二七	改正後欄終りから一三	3	3まで	
〃	〃	八	第七項	第七号
〃	〃	二	〃	〃
二九	改正後欄	〃	修得	習得
三〇	終りから一五	〃	〃	〃
二九	改正後欄四	第一号	〃	各号
三一	〃	七	第一項	第二項
四九	〃	終りから一	第一号	前号

令和七年九月十九日（号外第二百十一号）公布

国土交通省令第九十号（船員法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令）

（原稿誤り）

令和七年十一月四日海上保安庁告示第二十六号（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく登録確認機関の登録事項の変更に関する件）

（原稿誤り）

目次及び本文において、法規的告示欄からその他告示欄に移動する。

令和七年十二月二十二日海上保安庁告示第三十二号（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく登録確認機関の登録事項の変更に関する件）

（原稿誤り）

目次及び本文において、法規的告示欄からその他告示欄に移動する。

本紙：令和8年2月9日より引用しております